

ID: 619

担当部署: 住民課

<b>処分の概要</b>	闘争・泥酔等の場合の給付制限		
<b>法令名 根拠条項</b>	国民健康保険法 第61条		
<b>法令番号</b>	昭和33年法律第192号		
<b>【基準】</b> 法第61条の規定による。 第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日